

議案第五十八号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十六年 六月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年 六月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例

(昭和三十六年三朝町条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表一 宿泊料の項中「二五〇円」を「三〇〇円」に、朝食料の項中「一二〇円」を「一五〇円」に、夕食料の項中「一八〇円」を「二五〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年七月一日から施行する。